

株式会社仙台ソフトウェアセンター社屋用地貸付事業者選定委員会設置要綱

(平成 30 年 5 月 25 日 市長決裁)

(設置)

第 1 条 株式会社仙台ソフトウェアセンターが所有する社屋の敷地である市有地（仙台市宮城野区榴岡五丁目 12 番 9 及び 10）の貸付けに関し，当該市有地を借受ける事業者の選定を適正に行うため，株式会社仙台ソフトウェアセンター社屋用地貸付事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 選定委員会は，次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 応募要項に関する事
- (2) 事業者の選定に当たっての審査の方法及び評価基準に関する事
- (3) 事業者からの提案の審査及び事業者の選定に関する事

(組織)

第 3 条 選定委員会は，委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は，経済に関する学識経験を有する者，法務又は財務に関し識見を有する者及び本市の職員のうちから，市長が委嘱し，又は任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は，委嘱又は任命の日から事業者の選定の日までとする。

(委員長)

第 5 条 選定委員会に委員長を置き，委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は，会務を総理し，選定委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは，あらかじめその指名する委員が，その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員長は，選定委員会の会議を招集し，その議長となる。

- 2 選定委員会は，委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 選定委員会の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。
- 4 委員長は，必要があると認めるときは，選定委員会の会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き，又は資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の審議の結果等について、市長へ報告する。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、経済局産業政策部産業振興課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成30年5月25日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、事業者の選定の日限り、その効力を失う。